

重要事項説明書 【契約書別紙】

<令和6年4月1日現在>

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話番号 (0858) 55-2310
担当 介護支援専門員 岡本 奈々
介護支援専門員 松原 奈穂美
介護支援専門員 田中 梨沙
介護支援専門員 谷本 節
介護支援専門員 久米 礼子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所の名称 あかさき介護支援センター 居宅介護支援事業所
所在地 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1060番地25
介護保険指定番号 3171400090
通常サービス提供地域 鳥取県東伯郡琴浦町

* 上記の地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) この事業所の職員体制

	資格	専従	兼務	計
管理者	主任ケアマネジャー	0名	1名	1名
介護支援専門員	ケアマネジャー	4名	1名	5名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

★緊急連絡は、いつでも

電話番号 (0858) 55-2051 (代表)
(0858) 55-2310 (専用) にて、お受けいたします。

3. 提供するサービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

※提供方法については、別紙1に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照ください。

4. 利用料金

(1) 利用料金 別紙2

(2) 支払方法

利用料金は、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、請求書が届いた月の末日までにお支払いください。

お支払方法は、銀行振込、現金払い、口座自動引き落しの3通りの中からお選びいただけます。

契約を結ぶにあたり協議した結果、下記の方法でお支払いいただくこととしました。

支払方法：

5. ケアプランにおけるサービス利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙3のとおりです。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としてしています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 1. サービス内容に関する相談、苦情

(1) 居宅介護支援事業に関する相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当部署 居宅介護支援事業所 あかさき介護支援センター 担当者 岡本 奈々
住 所 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1060番地25
電話番号 (0858) 55-2310 (直通)

*年中24時間受け付けますのでお申し出ください。担当者が不在の時は連絡いたしますのでお名前、連絡先、ご用件等をお知らせください。

(2) その他

*重大な事案については、法人として誠実に対応します。

社会福祉法人 赤碕福祉会
住 所 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1061番地3
電話番号 (0858) 55-2051

*お住まいの市町村、鳥取県国民健康保険団体連合会、鳥取県社会福祉協議会でも受け付けます。

保険者 琴浦町役場すこやか健康課 高齢福祉係
住 所 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591番地2
電話番号 (0858) 52-1716
鳥取県国民健康保険団体連合会
住 所 鳥取県鳥取市立川町6番地176 鳥取県東部庁舎5階
電話番号 (0857) 20-3680

1 2. 虐待防止に関する事項

1.事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 3. 法人・事業所の概要

法人の種別・名称	社会福祉法人 赤碕福祉会
代表者役職・氏名	理事長 野間田 節雄
事務局所在地・電話番号	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1061番地3 (0858) 55-2051
事業所の名称	居宅介護支援事業所 あかさき介護支援センター

管理者役職・氏名	管理者 岡本 奈々
所在地・電話番号	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1060番地25 (0858) 55-2051 (代表) (0858) 55-2310 (直通)
併設指定介護事業	介護老人福祉施設 百寿苑 百寿苑短期入所生活介護事業所 百寿苑デイサービスセンター、 百寿苑きらりデイサービスセンター、 百寿苑ホームヘルパーセンター グループホームあかさき、 グループホームきらり グループホームはなみ

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業所> 所在地 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1060番地25
名称 居宅介護支援事業所 あかさき介護支援センター
職・氏名 管理者 岡本 奈々 印
説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>

住所 鳥取県東伯郡琴浦町
氏名 印

<利用者の代理人>

利用者との続柄

住所 鳥取県東伯郡琴浦町
氏名 印

(別 紙 1) 居宅介護支援業務の実施方法について

1. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成について

- (1) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行います。また、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように分かりやすい説明を心がけます。
- (2) 利用者の居宅へ訪問し、利用者及び家族との面接により、置かれている環境、解決すべき課題を適切に把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (3) 居宅サービス計画が特定の種類、事業者（法人）に不当に偏るような誘導または支持を行いません。
- (4) そのため、利用者が希望するサービス、地域等をお聞きした上で、市町村の「事業所一覧」や「介護サービス情報公表システム」を最大限活用し、希望に当てはまる事業所（サービス）を複数提示します。また、パンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業者のものを提示します。
- (5) また、利用者から複数のサービス事業所を求めていることや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業者の選定理由を求めることができます。なお、この内容についての文書を交付するとともに口頭での説明を懇切丁寧に行います。また、ご利用いただいたことについて利用者から署名をいただきます。
- (6) その他、利用者自らの意思による選択に資するよう、地域のサービス事業者等に関する情報を提供します。
- (7) ケアプランの原案を作成した際は、必ずその内容について説明し、同意を得ます。その後、作成したケアプランについてご利用者様へ交付します。

2. サービス実施状況の把握について

- (1) 少なくとも1ヶ月に1回利用者の居宅を訪問し、サービス実施状況の把握（モニタリング）を行います。
- (2) 必要に応じてケアプランの変更や指定居宅サービス事業者等との調整その他の便宜の提供を行います。
- (3) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合や介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設に関する情報を提供します。

3. その他

- (1) 利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。また、希望される場合は、要介護または要支援認定の申請をご利用者様に代わって行います。
- (2) 当事業所以外の居宅介護支援事業者の利用を希望される際には、引き継ぎが円滑に進むよう、直近のケアプランやその実施状況に関する書類等の情報提供などに誠意をもって応じ、利用者の立場に立って全力で支援します。